前漢文帝期における察挙の形成と劉邦集団

福永善隆

はじめに

の構造に影響を与えるものといえる。を供給する官吏登用制度は選抜される人材に一定の枠組みを設定し、そ制を支えたのは高度に発達した官僚機構であった。その官僚機構に人材制のように、秦の始皇帝以来二○○○年もの長きに及ぶ皇帝支配体

官吏登用ルートとなっていったのである。官吏登用ルートとなっていったのである。前漢における官吏登用制度は、公卿・郡国守相等の高級官僚層に有能前漢における官吏登用制度は、公卿・郡国守相等の高級官僚層に有能

たうえで、「文帝・武帝という独裁君主の登場と軌を一にして形成され権を強化しようとする支配者側の一方的な意図」が濃厚に見られるとしとする地方重視の姿勢をとりながら、実質的にはその背後には、中央集あるが、氏はそれが「一見して郷党の秩序を尊重し、郡国の推薦を第一この察挙について、全面的・総合的な研究を行ったのが福井重雅氏で

た制度」であると指摘される点から端的に窺われる。 にあるものと捉えるのには検討の余地があるように思われる。 た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように(¹)、先学諸 た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように(¹)、先学諸 た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように(¹)、先学諸 た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように(¹)、先学諸 た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように(¹)、先学諸 た制度」であると指摘される点から端的に窺われるように(¹)、先学諸 た制度」であると指摘される点から端的に窺われる。

確かに、察挙が確立し、本格的に運用されるようになったのは、一般 のに中央集権体制が確立されたとされる武帝期ではあるが、先述したよ 方に、その端緒は文帝期にみられる(4)。そして、当該期の政治史を考 方に、その端緒は文帝期にみられる(4)。そして、当該期の政治史を考 される劉邦集団の勢力を無視することはできないのである。すなわち、 李開元氏は彼らの盛衰を通して前漢前半期の政治史の展開を動態的に描 李開元氏は彼らの盛衰を通して前漢前半期の政治史の展開を動態的に描 李問で統一することとする)、氏は三公九卿・郡国守相等、中央・地方の 高官の大半が彼らによって占められ、そのため、彼らは皇帝を掣肘する ほどの大きな勢力を有していたとされているのである(5)。

王国から擁立されたため、その権力基盤は脆弱であった(。)。そのよう乱により劉氏の直系が断絶したのに伴い、諸侯王国の一つに過ぎない代さらに、先学諸氏によりすでに指摘されているように、文帝は諸呂の

福

に入れながら、複眼的に考える必要があろう。なかったことをあわせ考えると(ド)、当該期の施策は彼らの動向を視野成する功臣たちに対して「謙譲」し、慎重に政権を運営しなければならな状況のなかで、佐藤達郎氏が指摘されるように、文帝は劉邦集団を構

団側の意図が反映されていることも想定されてくるであろう。 事例として位置づけられているのである(°)。とすれば、そこに劉邦集によって官僚機構に取り込まれていたと指摘し、文帝期の制科もその一氏は漢初の官僚機構が功臣たちの人的ネットワークに基づく人材供給に氏のように考えてきたとき、次の楯身智志氏の見解は注目される(°)。

景について、劉邦集団の視点から検討するものである。ように関わっていたか明らかにし、もって、当該期に制科が成立した背本稿は上のような問題意識に基づき、文帝期の察挙に劉邦集団がどの

文帝期における劉邦集団

巻一〇 孝文本紀 文帝二(前一七八)年一一月の條に、史乗、文帝期には二度制科が行われたとされている。 すなわち、『史記』

を舉げしむ。上 親ら之を策し、傳納するに言を以てす。九月、諸侯王・公卿・郡守に詔して賢良にして能く直言極諫する者とあり、また、『漢書』巻四 文帝紀 文帝一五(前一六五)年九月の條に、

とあるように、文帝二年・一五年のことである。

ていくこととする。 ただし、福井重雅氏は文帝二年の制科について、「それにどのような ただし、福井重雅氏は文帝二年の制科について、「それにどのような ということは、 をの條に引く「此れ漢廷の策士の始めなり」とする周壽昌の注に賛同し、 実際には、文帝一五年の制科が「漢代における官吏登用制度の開始で あったといってもよいかもしれない」とする(望)。この氏の見解に基づき、 ここでは文帝一五年に制科が行われた前後の状況について、考察を進め ていくこととする。

同本紀文帝一五年の條に、その春のこととして、年詔」と称する)の直前に置かれた記事が注目される。すなわち、同書その際、この文帝一五年九月に行われた制科の詔(以下、「文帝一五

公孫臣 服色に明らかにして、新垣平 五廟を設く。十五年春、黃龍 成紀に見はる。上 乃ち詔を下し郊祀を議せしむ。

れているのである。とあるように、黄龍があらわれたことを契機として、服色改正が実行さ

ている(三)。例えば、目黒杏子氏は当該期の政権中枢における根強い現ようとする文帝の意図の現れとして、当該期の政局と関連して論じられ漢独自の制度とともに、諸侯王・劉邦集団に対する自身の権威を確立しこの服色改正については渭陽五帝廟等の祭祀改革・改曆と関連して、

邦集団を想定されている(12)。 状肯定派の反対を指摘し、その中心として前漢創業の功臣、すなわち劉

た記事として 実際に、『史記』巻二六 曆書に、その経緯について、より詳細に記し

成紀に見はる。張蒼自ら黜き、論著せんと欲する所成らず。 蒼も亦律曆を學べば、以て是に非ずと為し、之を罷む。其の後黃龍 孝文の時に至り、魯人公孫臣 終始五徳を以て上書して言はく、 に瑞有るべし。瑞は黃龍 見はれん、と。事 丞相張蒼に下さる。 土徳を得たり。宜しく元を更め、正朔を改め、服色を易ふべし。 漢

の一員であった(3)。 して高祖功臣位次を与えられていることからもわかるように、劉邦集団 とあり、反対派の中心となったのは丞相張蒼であったが、彼は北平侯と

必要な限りにおいて簡略に述べておきたい。 予定であり、それと論点が重なる点も多いが(5)、 詳細に追究していくと、事態はそれほど単純ではないように思われる。 に思われるかもしれないが、当該期の政局及び劉邦集団の勢力の推移を 帝支配による中央集権体制の確立」の成果として、自然につながるよう ると(ギ)、その翌年に行われた制科は、「はじめに」で述べたように、「皇 符瑞により反対派を封じ込めて行われたものであったことをあわせ考え この点については、別稿において服色改正の展開と合わせて論じる ここで、角谷常子氏が指摘されるように、この服色改正が黄龍という 行論の都合上、以下、

まず、『史記』巻二八封禅書に、服色改正の顛末として、 を吏に下して治し、 人 上書して新垣平の言ふ所の氣神の事皆詐なりと告ぐる有り。 新垣平を誅夷す。 是よりの後、 文帝 正朔服色 平

前漢文帝期における察挙の形成と劉邦集団

時を以て禮を致さしめ、往かず。 を改め神明の事を怠る。而して渭陽・長門の五帝は祠官をして領し、

ある⁽¹⁶⁾。 正を断念している。この上書については反対派の関与を想定する見解も 所の氣神の事皆詐なり」とする上書によって失脚すると、文帝は服色改 とあるように、公孫臣とともに服色改正を推進していた新垣平が「言ふ

う。 改め神明の事」を放棄したように見せかけなければならなかったこと、 当性について十分に論証することはできない。ただし、薄井俊二氏は一 完全に払拭した上で実行に移されたものではなかったといえるであろ また、新垣平の失脚は黄龍の出現からわずか三年も経ない文帝後元元(前 そのような文帝の意図にもかかわらず、彼が一見すると、「正朔服色を すことで、その成果を確認し続けていこうとした」とされている「」う。 わけではなく、「既に前進できたレベルは確保し、出遊と親祭を繰り返 行われていることに着目し、「文帝は祭祀改革運動への情熱を失った」 連の祭祀改革との関連性が指摘される出遊が新垣平の失脚後も繰り返し 一六三)年であったことをあわせ考えると、服色改正は反対派の勢力を 新垣平失脚の事情については史料上の記載がないため、 その見解の妥

るが、『史記』巻九六 申屠嘉列伝に、文帝が即位した直後のこととして、 表第七下によると、文帝一五年まで御史大夫を務めた馮敬に代わって、 一六(前一六四)年には申屠嘉がその後任として御史大夫に就任してい 実際に、当時の劉邦集団の状況をみると、『漢書』巻一九下 百官公卿 げ、悉く以て關内侯と為し、邑を食ましむること二十四人。而して 孝文帝元(前一七九)年、故の吏士の二千石の高皇帝に從ふ者を舉

申屠嘉邑を食むこと五百戸。

一人であった。

年に申屠嘉が張蒼の後任として丞相に就任した経緯について、 さらに、同書同列伝に、新垣平が失脚した翌年の後元二(前一六二)

て故安侯と為す。 (中屠) 嘉 遷りて御史大夫と為る。張蒼 相を張蒼 已に丞相たり。(中屠) 嘉 遷りて御史大夫と為る。張蒼 相をなる者無し。乃ち御史大夫嘉を以て承相と為し、故邑に因りて封じなる者無し。乃ち御史大夫嘉を以て廣國に私すとせん、と。廣國 賢なる者無し。乃ち御史大夫嘉を以て丞相と為し、故邑に因りて封じなる者無し。乃ち御史大夫墓が以て丞相と為し、故邑に因りて封じなる者無し。乃ち御史大夫墓が以て丞相と為し、故邑に因りて封じなる者無し。乃ち御史大夫墓が以て丞相と為し、故邑に因りて封じる。

して配慮する必要があったことを示すものといえよう(宮)。丞相に任命せざるを得なかったことは、依然として文帝は劉邦集団に対とあるように、「餘は見に可なる者」がないという消極的な理由で彼を

う。 中央集権の確立の成果とする見方はやや一面的にすぎるといえるであろと安易に結びつけることはできない。よって、制科の開始を文帝によるとのように考えてくると、服色改正の実行を劉邦集団の勢力の衰退

うか。次節では、この点について、考察を進めていくこととする。では、当該期の制科の開始と劉邦集団はどのように関わったのであろ

一 文帝期の集議と劉邦集団

大庭脩氏は漢代の制詔をその内容・形態の両面から分析し、三形式たのの、『史記』・『漢書』に載録される際には節略され、地の文に吸収されている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が多い。第一節に掲げた「文帝一五年詔」はその典型であれている場合が表示。

称す)、帝一五年の次に行われた制科の詔として(以下、「武帝建元元年詔」と帝一五年の次に行われた制科の詔として(以下、「武帝建元元年詔」とただし、『漢書』巻六 武帝紀 建元元(前一四〇)年冬十月の條に、文

國政を亂すは、請ふらくは皆罷めん、と。奏して可とす。舉ぐる所の賢良、或ひは申・商・韓非・蘇秦・張儀の言を治めて、詔して賢良方正直言極諫の士を舉げしむ。丞相(衛)綰 奏すらく、建元元年冬十月、丞相・御史・列侯・中二千石・二千石・諸侯相に

三形式の順序をふんでいるもので、或いは賢良などの推挙に関して議す第三形式に付される「制曰可」を節略したものであり、よって、それが「第大庭氏はこの衛綰の奏請に対して、「奏可」とある点に着目し、それを高・韓非・蘇秦・張儀の言を治」める者は除外するように奏請している。とあり、ここでは察挙の実施を志向する武帝に対して、丞相衛綰は「申・とあり、ここでは察挙の実施を志向する武帝に対して、丞相衛綰は「申・

ることを命じた語が存したかも知れない」と述べられている^^^。

永田・渡辺信一郎両氏が指摘されているように、漢代において集議の制詔と集議が不可分な関係にあったことを明らかにされている(空)。これたものであり(空)、さらに、この見解を承けて、永田英正氏は漢代されたものであり(空)、さらに、この見解を承けて、永田英正氏は漢代式のされ、官僚の答申が奏請の形式でなされたあとに制可があって第式の分析によると、この第三形式は「皇帝の立法意志の表明が第一形氏の分析によると、この第三形式は「皇帝の立法意志の表明が第一形

が。②、

は政策・立法等、

列侯・二千石・博士が中心となり、それに大夫・議郎を加えた集議と

国の重要な施政・施策の基本方針を協議する場と

そのうち最も基本となる公卿議は文帝期には丞相・御史大夫・

国家的意思決定において重要な機能を果たしていた

してほぼ確立され、

張丞相列伝に、 と彼らの合議が重要な意味をもっていたとされるが(20)、 きず、集議を経なければならなかったことを示すものであるといえよう。 権威確立にとって重要な服色改正と祭祀改革も独断で実行することはで も持論の誤りを認めざるを得なかったためである。このことは、 が再び登用されたのは彼の予言どおり「黄龍」という符瑞が現れ、 臣の上書は、まず「丞相張蒼に下」され、その是非が議論されたうえで 節に掲げた『史記』曆書の記事において、服色改正の契機となった公孫 れ、その際提出された多数の意見もまたよく尊重されていた(ミン)。 して設定されるようになっていたとされる(型)。 一度棄却されている。第一節で述べたように、そのようななかで公孫臣 集議はあくまでも皇帝の諮問機関ではあるが、実際には集議は尊重さ 阿部幸信氏は特に功臣の力が大きい漢初においては、 漢初の官僚機構の状況について 『史記』巻九六 おのず

漢興りてより孝文に至るまで二十餘年、天下 初めて定まるに會ひ

て、將相公卿皆軍吏なり。

により実証されている(空)。 集団の割合はいまだ六二パーセントに及んでいたとする李開元氏の研究そのことは詳細な統計に基づき、文帝期において三公九卿に占める劉邦とあるように、文帝期に至るまで「將相公卿」は「皆軍吏」であった。

人なり。 人なり。 大なり。 の世だ獨り長沙のみ異姓にして、功臣の侯たる者 百有餘所にして侯たる者、天下 共に之を誅せ。高祖の子弟・同姓の王た高祖末年、劉氏に非ずして王たる者、若しくは功無く上の置かざる

集団によって独占されていた(※)。とあるように、いわゆる「白馬の盟」によって当該期の列侯はほぼ劉邦と

れよう。
たことになり、その影響力は決して無視できないものであったと考えらたことになり、その影響力は決して無視できないものであったと考えらきとになり、その影響力は決して無視できないものであったと考えら

等の高官に限定されていたと指摘されている(空)。していることから、文帝期において推挙者はすでに三公九卿・郡国守相一五年詔」に挙げられた推挙者が前掲の「武帝建元元年詔」とほぼ一致一方、察挙の推挙者について注目してみると、福井重雅氏は「文帝

して列侯が挙げられていないが、『漢書』巻四九 鼂錯伝に、文帝一五年また、「文帝一五年詔」は「武帝建元元年詔」とは異なり、推挙者と

に賢良として挙げられた鼂錯の対策を載せて、

保証する推薦保証制度に求めている(â)。 できなかったとし、その原因を推挙者が被推挙者に連帯してその能力を すらに、「はじめに」で述べたように、楯身智志氏は景帝期より前の 官僚機構、特に中央官界は主に劉邦集団の人的ネットワークに基づく人 官僚機構、特に中央官界は主に劉邦集団の人的ネットワークに基づく人 官の機構、特に中央官界は主に劉邦集団の人的ネットワークに基づく人 できなかったとし、その原因を推挙者が求められたと考えられている。 とあるように、鼂錯の推挙者に曹窋・夏侯竈・灌何が列侯として加わっ

端的に示すものであろう。という劉邦集団のそうそうたる成員が名を連ねていることはその実態をという劉邦集団のそうそうたる成員が名を連ねていることはその実態何量錯の推挙者として、曹参の子曹窋・夏侯嬰の子夏侯竈・灌嬰の子灌何その大半を占めていたことになる。実際に、前掲した鼂錯列伝において、このように考えてくると、文帝期の察挙の推挙者は劉邦集団の成員が

ていたのは上のような官僚機構の構造を前提としたものであったためでた推挙者が公卿・郡守といういずれも官秩二千石以上の官員に限定された推挙者が公卿・郡守といういずれも官秩二千石以上の方に挙げられ上層と下層を分かち、その再生産構造を支えていたのが官秩二千石の境上層と下層を分かち、その再生産構造を支えていたのが官秩二千石の境上層と下層を分かち、その再生産構造を支えていたのが官秩二千石の境上層と下層を分かち、その再生産構造を前提としたものであったためで

あろう。

う。

立らに、察挙の推挙者が地方官である郡国守相を除いて、丞相・御史さらに、察挙の推挙者が地方官である郡国守相を除いて、丞相・御史さらに、察挙の推挙者が地方官である郡国守相を除いて、丞相・御史さらに、察挙の推挙者が地方官である郡国守相を除いて、丞相・御史

か。最後に節を改めて、この点についてさらに追究していきたい。 では、劉邦集団にとって、制科はどのような意義があったのであろう

三 劉邦集団のネットワークと制科

名程度であったことがわかる。 とあることから、「文帝一五年詔」に応じて推挙された賢良・方正は百とあることから、「文帝一五年詔」に応じて推挙された賢良・方正は百『漢書』鼂錯列伝には、文帝一五年の制科において、「對策する者百餘人」察挙の際、被推挙者には対策の上奏が求められるが、第二節で掲げた

一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び一方、文帝一五年に人材の推挙が求められた諸侯王・公卿・郡守及び

では、劉邦集団は推挙された人材をどのように扱ったのであろうか。 では、劉邦集団は推挙された人材をどのように扱ったのである。『史記』 として、景帝・武帝期に活躍した灌夫の事例は参考になる。『史記』 人と為り、幸せらるるを得。因りて之を進めて二千石に至らしめ、人と為り、幸せらるるを得。因りて之を進めて二千石に至らしめ、人と為り、幸せらるるを得。因りて之を進めて二千石に至らしめ、者として、景帝・武帝期に活躍した灌夫の事例は参考になる。『史記』 かいに 選邦集団は推挙された人材をどのように扱ったのであろうか。

れて登用された経緯を記して、書同伝の後文に、その子灌夫について、呉楚七国の乱での活躍が認めら石に至ったのみならず、灌氏を名のることが許されている。さらに、同とあるように、彼の父張孟は潁陰侯灌嬰の寵幸を受けて推挙され、二千

相に就任できたのは諸公の推挽によったためであろうとし、 に由りて復た代相と為る」とある。東氏はこの記事に基づき、灌夫が代 る場合がある(3)。『漢書』巻五二 灌夫伝にも同じ記事が収められてい はそれに加えて賢豪や長者並びに富人をも含んだ人々を指して用いられ とあるように、潁陰侯灌何の推挙を受けて中郎将として登用されている。 『漢書』に見える「諸公」は三公九卿クラスの高官を指す場合、あるい 「長安中の諸公 之を稱せざるは莫し」とある。 東晋次氏によると、『史記』・ さらに、その後まもなく、彼は法に触れて免官されたにもかかわらず 坐して去る。後長安に家居し、長安中の諸公 之を稱せざるは莫し。 を上に言ひ、上(灌)夫を以て中郎將と為す。數月にして、法に 吳楚 反する時、潁陰侯灌何 將軍と為りて、太尉に屬し、 ひて校尉と為す。夫千人を以て父と俱にす。 そこには、「(灌夫) 長安中に家居し、諸公 稱せざるは莫く、是 ……潁陰侯 皇帝への取 (灌何)之 灌孟を請

> ている。 りなしや官職への推挙等が諸公によってなされた明証の一つとして扱っ

る。 屠嘉が丞相に選任された経緯は劉邦集団の論理が大きく反映されてい 見に可なる者無し」という理由で丞相に就任している。このように、 劉邦集団の一員である申屠嘉が「高帝の時の大臣 又皆多く死し、餘は に私すとせん」と考えたため、 任の丞相が選定される経緯に注目すると、文帝が「天下 吾を以て廣國 ここで、第一節で掲げた『史記』申屠嘉列伝に述べられた、 『漢書』巻四八賈誼伝に、国事の得失を論じた賈誼の上書として、 故に臣陛下の能くせざるを知るなり。 るに非ざるなり。高皇帝より是を以て一歳も安んずること能はず。 親ら材を角べて之を臣とするに非ずして、又身ら封じて之を王とす 其の後十年の間、反する者九たび起こる。陛下の諸公と與にするや、 し、多き者百餘城、少き者乃ち三四十縣。憙 至りて渥し。然るに 明聖威武を以て天子の位に即き、膏腴の地を割くに王諸公を以て と為り、其の次は産に舍人を得、材の逮ばざるは至遠なり。 以て豫め之を席くに非ざるなり。諸公の幸せらるる者は、乃ち中涓 天下 殽亂するや、高皇帝 諸公と與に併び起つに、仄室の勢有りて 皇后の弟竇廣國はその候補から外され、 張蒼の後 高皇帝 申

まだ六二パーセントを占めていたことを踏まえると(ミョ)、上の申屠嘉列に低下していくものの、文帝期に至っても三公九卿に限っていえば、いいた(ミョ)。また、先述したように、劉邦集団が官界に占める割合は次第一定の影響力を有した人々が広範に存在し、それが「諸公」と呼ばれてていなくても、公卿の位に就いていた功臣と交友関係にあり、朝政にもとあるように、創業の功臣が高位高官にあった前漢初期には官位に就い

時期には劉邦集団がその中核をなしていたと考えられるであろう。 官職への推挙等にも影響を有する「諸公」を意識したものであり、この 伝に見える、 文帝の「天下」という言は、 とりわけ皇帝への取りなしや

陶青・條侯周亜夫・桃侯劉舎と劉邦集団の子弟が相次いで丞相に任じら クのなかに組み込まれていたことを示すものであろう。 のなかで称せられていたことは、彼が劉邦集団を中核とするネットワー る。とすれば、 占められていたことをあわせ考えると(w)、灌夫の選任に影響を与えた れ、また、景帝期の三公九卿のうち四六パーセントが劉邦集団によって 代相に就任したと考えられるが、景帝後元元(前一四三)年まで開封侯 「諸公」のなかで劉邦集団はいまだ一定の割合を占めていたと考えられ 灌夫は景帝三(前一五四)年の呉楚七国の乱の鎮圧後、数年経た後、 免官されたにもかかわらず、灌夫が依然として「諸公」

歴について 君朱建の事例は参考になる。 『史記』 巻九七 平原君朱建列伝に、 彼らがそのネットワークに組み込まれていく過程を考える上で、 彼の経 平原

平原君朱建は、 れざるを得ら 漢已に布を誅するに、 平原君之を止むるも、 て去り、後復た黥布に事ふ。布 反せんと欲する時、 楚人なり。 平原君の諫めて謀に與らざるを聞き、誅さ 布 聽かずして梁父侯に聽きて、遂に反す。 故嘗て淮南王黥布の相と為り、 平原君に問ふ。 辠有り

しかし、 免された人物であり、もともと劉邦集団とは距離があったことがわかる。 とあるように、 その後文に、その後のこととして、 彼は淮南王黥布の相であったが、 謀反を諫めたため、 赦

平原君は人と為り辯にして口有り、 刻廉剛直にして、 長安に家す。

> と凡そ五百金。 て君を知らざるは、 陸賈 曰はく、前日君侯 平原君を知らんと欲するも、 辟陽侯 曰はく、平原君の母 死するに、何ぞ乃ち我を賀するや、と。 む。陸生往きて辟陽侯を見、 と有らず、方に服具を假貸するに、陸生 平原君をして喪を發せし 君と善く、之に過る。平原君 家貧にして、未だ以て喪を發するこ るを肯ぜず。平原君の母の死するに及び、陸生(陸賈)素より平原 せらるるを得。 行は苟合せず、義は取容せず。 を奉じ往きて稅す。 に厚く喪を送らば、 時に辟陽侯平原君を知らんと欲するも、 其の母の故を以てなり。今其の母死し、 則ち彼君の為に死せん、と。 列侯貴人 辟陽侯の故を以て、 賀して曰はく、平原君の母死す、 辟陽侯 行正しからず、 辟陽侯 乃ち百金 往きて稅するこ 平原君 義とし 呂太后に幸 平原君 見 君誠

悼の意を示したため、「列侯貴人」もそれにならい、弔慰金を贈っている。 とを示すものとなろう。 成員とも次々とつながり、 あらわし、関係を取り結んだことを契機として、彼はほかの劉邦集団の 占されていたことをあわせ考えると、辟陽侯が朱建に対して尊重の意を ていた。さらに、当該期の「列侯貴人」が劉邦集団の成員によりほぼ独 審食其は劉邦集団の一員であり、当時、呂太后の寵臣として重きをなし とあるように、辟陽侯審食其が朱建の母の死に際して、百金を贈り、 彼らのネットワークに取り込まれていったこ 哀

た張孟 何が彼らを推挙したことにあるといえるであろう。 込まれていく契機は劉邦集団の有力な成員の一人である潁陰侯灌嬰・灌 この点を踏まえて考えていくと、もともと潁陰侯の舎人にすぎなかっ (灌孟)及びその子である灌夫が「諸公」のネットワークに組み

と考えて大過ないであろう。 人材もそれを契機として同じく彼らのネットワークに加えられていった同様に劉邦集団によって推挙されるという点で制科を通して推挙されたに、そこに劉邦集団内部の慣習の残滓が色濃く残っていたとすると(ヨ)、上述した事例は制科に関わるものではないが、楯身氏が指摘するよう

おわりに

のかという視点から追究してきた。おいて主流を占めていた劉邦集団がその形成にどのような影響を与えた以上、本稿では察挙のうち、特に制科について、文帝期の官僚機構に

において、 夫・二千石の大半は劉邦集団により占められており、よって、 る場であった。文帝期にはその構成員のうち、博士を除く丞相・御史大 していた集議のうち、最も基本となる公卿議は丞相・御史大夫・列侯 いる点をみても依然として劉邦集団に対する配慮は必要とされていた。 払拭した上で実行に移されたわけではなく、その後、丞相・御史大夫の る。ただし、服色改正は劉邦集団をはじめとする反対派の勢力を完全に 正が行われており、それは文帝の権威を確立するための施策とされてい 人事において、申屠嘉が劉邦集団の一員であることを理由に選任されて 一千石・博士が中心となり、国の重要な施政・施策の基本方針を協議す さらに、 制科が開始された文帝一五年前後の状況を見てみると、同年に服色改 政策・立法等、 劉邦集団の影響力を完全に排除することはできなかったので 国家的意思決定において、重要な機能を果た 政策形成

> としたものであったためだと考えられる。 貴に限定されていたのは、制科が上のような構造を持つ官僚機構を前提 秩二千石の境界であった。よって、制科の推挙者が官秩二千石以上の官 生産されたが、その構造を支えていたのが、その上層・下層を分かつ官 生産されたが、その構造を支えていたのが、その上層・下層を分かつ官

ワークに組み込まれていったと考えられる。が、推挙された人材はそれを契機として劉邦集団を中核とするネット文帝一五年の制科において、劉邦集団は積極的に人材を推挙していた

| 五年に制科が実施された背景について見通し、結びにかえたい。| 以上、明らかになった点を踏まえて、劉邦集団の視点もあわせて文帝

薄井俊二氏が指摘するように、服色改正をはじめとする一連の祭祀 の権威を確立しようとする文帝の意図を読み取るのは難しくない(%)。 の権威を確立しようとする文帝の意図を読み取るのは難しくない(%)。 さらに、李開元氏は次の景帝期には律令の章程に精通することによって さらに、李開元氏は次の景帝期には律令の章程に精通することによって というとする文帝の意図を読み取るのは難しくない(%)。

としたものと捉えることもできるであろう。 としたものと捉えることもできるであろう。 この点について、福井重雅氏のように、漢代における察挙制度の形成 この点について、福井重雅氏のように、漢代における察挙制度の形成 この点について、福井重雅氏のように、漢代における察挙制度の形成 この点について、福井重雅氏のように、漢代における察挙制度の形成

ただし、本稿で述べてきたように、文帝一五年の制科の議論・実施の

的に応じたのかが問題となるであろう。 はずであるが(空)、それにもかかわらず、何故彼らが人材の推挙に積極 官界の状況に変化が生じる可能性があることは彼らにも十分想定された の実施により劉邦集団が高位高官を独占する、閉鎖的かつ排他的な中央 結論づけることはできないであろう。このように考えてきたとき、 各段階において、劉邦集団が関わっていたとなると、そのように単純に

起した賈誼について、 『史記』巻八四 賈誼列伝に、文帝が即位した当初、 服色改正等を提

用ひ、 是において、天子後に亦之を疏んじ、 少くして初學なり。專ら權を擅にして、諸事を紛亂せんと欲す、と。 馮敬の屬 盡く之を害し、乃ち賈生を短りて曰はく、 子 議して以為へらく、賈生 公卿の位に任ふ、と。絳・灌・東陽侯 侯の悉く國に就くは、 を以て長沙王の太傅と為す。 謙讓して未だ遑あらざるなり。諸もろの律令の更定する所、 (賈誼)乃ち悉く其の事の儀法を草具し、色は黃を尚び、數は五を 官名を為り、悉く秦の法を更む。 其の說 皆賈生より之を發す。是において天 其の議を用ひず、乃ち賈生 孝文帝 初めて位に即き、 雒陽の人、年

団を概括しているのは、彼らが当該期において、その中心的な人物であっ 臣らを表現している」とされる⁽⁴⁾。ここで、この四人によって劉邦集 ことから、ここに「この四人の名を並挙しているのは、 絳侯周勃・灌嬰・東陽侯張相如・馮敬はいずれも劉邦集団の一員である の太傅として左遷せざるを得なかった。この記事について、李開元氏は したところ、「絳・灌・東陽侯・馮敬の屬」の反対に遭い、彼を長沙王 とあるように、文帝が賈誼の能力を評価して「公卿の位」につけようと 概括的に高帝功

> たときのこととして であった張釋之が虎圏の嗇夫を上林令に抜擢しようとする文帝を諫止し たためであろう。実際、『史記』巻一〇二 張釋之列伝に、 当時謁者僕射

が窺われる。 ワークにおいても尊重される、大きな影響力を持った人物であったこと のことからこの両人は劉邦集団だけではなく、彼らを中核とするネット 存在したと指摘されているが(4)、 前漢前半期の朝廷内に創業の功臣と生活感情を同じくする官僚が広範に 帝を諫めている。増淵龍夫氏は上の張釋之の記事を一例として挙げて、 とあるように、張釋之は絳侯周勃と東陽侯張相如の二人の名を挙げて文 からず、と。文帝曰はく、善し、と。乃ち止めて嗇夫を拜さず。 る。且つ下の上に化するは景響より疾し。 舉錯 審らかならざるべ 隨ふこと靡靡にして、爭ひて口辯を為して其の實無からんことを恐 陛下 嗇夫の口辯なるを以てして之を超遷せんとす。臣 天下の風に はず。豈に此の嗇夫の諜諜として利口捷給なるに斅はんや。……今 稱して長者と為すも、此の兩人 事を言ふに曾て口より出すこと能 上 復た曰はく、長者なり、と。釋之 曰はく、夫れ絳侯・東陽侯は 上 曰はく、長者なり。又復た問ふ、東陽侯張相如は何如なる人か、と。 しくして前みて曰はく、陛下 以ふに絳侯周勃は何如なる人か、と。 乃ち釋之に詔し、嗇夫を拜して上林令と為さんとす。釋之 之を久 す。以て其の能を觀さんと欲し、 嗇夫 旁より尉に代りて上の問ふ所の禽獸簿を對ふること甚だ悉く 問ふ。十餘問するに、 〔張〕釋之 從行し、虎圏に登る。 尉左右に視て、盡く對ふる能はず。 彼は劉邦集団の一員ではない(も)。こ 口對響應し窮する者無し。 上 上林の尉に諸もろの禽獸簿を 虎圏の

で、集団としての影響力が減衰していくことに危機感を抱き、それへのを推挙していったのは劉邦集団の中心的な成員が次々と没していくなかで制科が行われ、それを契機として推挙された人材が劉邦集団を中核とで制科が行われ、それを契機として推挙された人材が劉邦集団を中核とで制科が行われ、それを契機として推挙された人材が劉邦集団を中核とで制科が行われ、それを契機として推挙された人材が劉邦集団を中核とで制科が行われ、それを契機として推挙された人材が劉邦集団を中核とで制料が行われ、それを契機としていることに危機感を抱き、それへので、集団としての影響力が減衰していくことに危機感を抱き、それへので、集団としての影響力が減衰していくことに危機感を抱き、それへので、集団としていった。

ۓ

対処が求められていたためだと考えられよう。

- (1) 福井重雅「漢代の察挙制度と政治体制」(同『漢代官吏登用制度の研究』、(1) 福井重雅「漢代の察挙制度と政治体制」(同『漢代官吏登用制度の研究』、早稲田大学出版部、二〇一六爵』の形成」〔同『前漢国家構造の研究』、早稲田大学出版部、二〇一六爵』の形成」〔同『前漢国家構造の研究』、早稲田大学出版部、二〇一六爵』の形成」〔同『前漢国家構造の研究』、早稲田大学出版部、二〇一六時、の家挙制度との関連性を認めるものの、その差異を強調して論じて以降の察挙制度との関連性を認めるものの、その差異を強調して論じている。
- 2) 註(1)福井氏前掲論文四○一頁、参照。
- 『統治階級』―以西漢時期的変遷為中心―」(『臺大東亜文化研究』創刊号、参照。なお、同論文の中文版として、阿部幸信(王安泰訳)「論漢朝的に―」(『中央大学文学部紀要』第二七一号、二〇一八年)九四~九五頁、阿部幸信「漢朝の『統治階級』について―前漢期における変遷を中心
- 前漢文帝期における察挙の形成と劉邦集団

1〇一三年)が公刊されている。

- (4) 福井重雅「賢良・方正の成立」(註(1)福井氏前掲書所収)等、参照。
- (5) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』(汲古書院、二〇〇〇年)、参照。
- 第四四巻第一号、一九九五年)等、参照。 奴問題をめぐって―」(『埼玉大学紀要(教育学部)人文・社会科学篇』 類井俊二「漢の文帝について―皇帝としての権威確立問題、及び対匈
- (8) 註(1) 楯身前掲論文、参照。
- (9) 註(1)楯身氏前掲論文三六五頁註(4)、参照。ただし、氏はそのと言うべきであろう」とし、武帝期以降確立 推薦保証制度に基づくものと言うべきであろう」とし、武帝期以降確立 した察挙の画期性を強調されている。
- (a) 註(4)福井氏前掲論文一三五頁、参照
- 教育―』第六九号、二〇一一年)等、参照。 井俊二「『皇帝の出遊』緒論―漢の文帝の場合―」(『中国文化―研究と井俊二「『皇帝の出遊』緒論―漢の文帝の場合―」(『中国文化―研究と
- 第一二三編第七号、二〇一四年)、拙稿「漢初、劉邦集団の展開と構造」(『鹿次考」(註(1)楯身氏前掲書所収、初出は二〇〇九年)、邉見統「高祖大学学術出版会、二〇一八年所収、初出は二〇〇九年)、邉見統「高祖大学学術出版会、二〇一八年所収、初出は二〇〇九年)、邉見統「高祖大学学術出版会、二〇一八年所収、初出は二〇〇九年)、柗島隆真「漢文書(註(5)李氏前掲書、高祖功臣位次については楯身智志「高祖功臣位)

- (4) 註(11)角谷氏前掲論文、参照
- (5) 拙稿「前漢文帝期における劉邦集団の勢力―服色改正の議論を中心
- 表れたのである」とより断定的に述べている(註(1)薄井氏前掲論文六五頁、参照)、薄井俊二氏は「方士の説が詐術であるとの認定としてのところ朝廷における政治勢力の力関係による。このときは文帝が進めのところ朝廷における政治勢力の力関係による。このときは文帝が進めのところ朝廷における政治勢力の力関係による。このときは文帝が進めのところ朝廷における政治が大田()
- ♡ 註(11)薄井氏前掲論文八頁、参照。

| 二頁註 (18)、参照)

の展開と関連して─」〔『九州大学東洋史論集』第三四号、二○○六年〕、したことがある(拙稿「前漢における丞相司直の設置について─丞相制当該期の丞相には功績に裏付けられた群臣の支持が必要であったと指摘当該期の丞相には功績に裏付けられた群臣の支持が必要であったと指摘

- (2) 註(19) 大庭氏前掲論文二二〇頁、参照。
- 註(19)大庭氏前掲論文二一二頁、参照。

21

- 二〇一八年所収、初出は一九七二年)、参照。(2) 永田英正「漢代の集議について」(同『漢代史研究』、汲古書院、
- 会議と朝政―」(同『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼―』、柏書房、(ミシ)註(22)永田氏前掲論文、渡辺信一郎「朝政の構造―中国古代国家の
- 九九六年所収)、参照。
- (24) 註(22) 永田氏前掲論文、参照。
- (空) 註(2) 永田氏前掲論文、参照
- (26) 註(3)阿部氏前掲論文、参照
- 前掲書所収、初出は一九九四年)、参照。 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」(註(5)李氏
- 形成と展開」(註(1)楯身氏前掲書所収)等、参照。(8)白馬の盟については註(8)李氏前掲論文、楯身智志「『郡国制』の
- (2) 註(4)福井氏前掲論文、参照
- (3) 註(1) 楯身氏前掲論文、参照
- 《3) 拙稿「前漢前半期における清静政治の一背景―官僚機構の構造を中心
- 分析によると、文帝一六(前一六四)年の郡国は、二三郡一七国であっ巻)』〔復旦大学出版社、二〇一六年〕一四五~一四九頁、参照)。そのて、追究されている(周振鶴・李暁傑・張莉『中国行政区画通史(秦漢・まず、諸侯王について。周振鶴氏は文帝期における郡国の沿革につい

いる 地方官である備塞都尉・郡守・郡尉を除くと一三名、上の三公と合計し 漢郎中令・奉常が挙げられている。このうち、三公に充当しうる御史大夫 長信詹事・少府令・備塞都尉・郡守・郡尉・衛将軍・衛尉・漢中大夫令 二千石の官として御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉・太僕 石以下比二千石までの官に授与される朝位の称呼である」と指摘されて 一方、九卿について、伊藤徳男氏は「天子大官の合意に基づいて中二千 文帝期において三公に充当しうるのは丞相・御史大夫の二官(伊藤徳男 る。よって、文帝一五年の郡国は二二郡一○国であったことになる と斉の一郡であった琅邪が琅邪郡として漢の領域に編入された結果であ 斉国が斉・済北・甾川・膠東・膠西・済南に六分され、さらに、もとも たが、これは文帝一六年に淮南国が淮南・衡山・廬江に三分され、 「前漢の三公について」〔『歴史』第八輯、一九五四年〕、参照)である。 一五頁、 次に、 (同「前漢の九卿について」〔『東方学論集』第一号、一九五四年〕 公卿について。これが通例通り三公九卿を指すものとすると、 参照)。張家山漢簡『二年律令』秩律四四〇・四四一簡には また、

 て一五名となる。

前漢文帝期における察挙の形成と劉邦集団

社会科学)』第五一巻、二〇〇〇年)、参照。社会科学)』第五一巻、二〇〇〇年)、参照。

- (3) 註(33) 東氏前掲論文、参照。
- 註(27)李氏前掲論文、参照。

35

- (36) 註(27) 李氏前揭論文、参照。
- (3) 註(1) 楯身氏前掲論文、参照。
- (翠) 註(11)薄井氏前掲論文、参照。
- (4) 註(1)福井氏前掲論文、参照。
- 代の社会と国家』〔岩波書店、一九九六年〕所収、初出は一九五二年)(4) 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」(同『新版中国古

二八六頁、

- (4) 註(18)李氏前掲論文二四五頁、参照
- (4) 註(41) 增淵氏前掲論文、参照。

期 三公九卿・王国相・郡太守表」〔註(5)李氏前掲書所収〕、参照)。吏」に分類している(註(27)李氏前掲論文、同「附録三 高帝―武帝吏」を対している(註(27)李氏前掲論文、同「附録三 高帝―武帝

【附記】本稿は令和元・二年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B)・17K13551)「人格的結合から見た前漢皇帝支配体制の展開」及び令和二年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)・20K及び令和二年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)・20K